



職場における安全衛生の取組について

～ 職場でケガや病気にならないために ～



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

奈良労働局

事業者の皆様は、次のことを再点検し、より一層の取組をお願いします。
なお、詳細は、厚生労働省または奈良労働局のホームページ等をご覧ください。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みましょう！

「取組の5つのポイント」の実施... テレワーク・時差出勤等の推進、体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気作り、職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など密の回避、休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ、手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など感染防止のための基本的な対策の実施。

「職場における感染防止対策の実践例」を参考に、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討してください。



チェックリスト

「STOP！転倒災害プロジェクト」に取り組みましょう！

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。



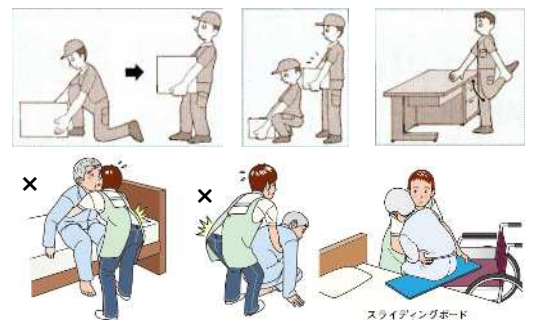
高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に取り組みましょう！



運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などです。

職場での腰痛予防対策に取り組みましょう！

腰痛の発生が比較的多い作業は、「重量物の取り扱い作業」「立ち作業」「座り作業」「福祉・医療分野における介護・看護作業」「車両運転」です。具体的には、急な動作（ひねり等）、中腰・前屈み等不自然な作業姿勢や同じ姿勢での長時間作業、重量物の持ち上げ時に腰痛になる可能性が高いです。



作業方法の見直し、腰痛予防を踏まえた作業標準の作成、労働者への腰痛予防教育の実施、ストレッチを中心とした腰痛予防体操の実施などにより腰痛予防に取り組みましょう。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に取り組みましょう!

熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。

身体を暑さに慣らす「熱への順化」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止対策に取り組みましょう!

労働者の受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）を防止するため、事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めてください。特に未成年や妊婦、呼吸器・循環器系疾患を有する労働者へは、配慮が必要です。



中小企業を対象とした受動喫煙防止対策助成金は、ホームページにて確認してください。

「健康増進法」(都道府県等が所管)に基づく受動喫煙対策に関する情報は、ホームページ「なくそう! 望まない受動喫煙Webサイト」を参照してください。

健康診断の実施、医師等との面接指導等により労働者の健康を守りましょう!

事業者は、雇入れ時及び年1回の定期健康診断を実施しなければなりません。

健康診断の結果、異常の所見があれば、当該労働者の健康を保持するための措置について、事業者は医師から意見を聴かなければなりません。また、特に健康保持のため必要がある労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

時間外労働と休日労働の合計が月80時間を超えた労働者について、当該労働者から申出があれば、事業者は当該労働者に対し、遅滞なく医師による面接指導を行わなければなりません。

また、事業者は、月80時間を超えた労働者の氏名及び労働時間数(該当者がいない場合はその旨)を産業医に提供する必要があります。

メンタルヘルス対策に取り組みましょう!

50人以上の事業場では、「ストレスチェック」が義務です!

職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は増加傾向にありますので、メンタルヘルス対策が大切です。

メンタルヘルス対策では、一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止)、二次予防(メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療)、三次予防(メンタルヘルス不調者の職場復帰支援)を総合的に進める必要があります。このうち、ストレスチェックの目的は、メンタルヘルス対策の一次予防に当たります。

ストレスチェックでは、高ストレス者は医師の面接指導を受けることができますが、労働者に対する不利益な取扱いが禁止されています。

ストレスチェックでは、集団分析を実施しましょう。

50人未満の事業場でも、ストレスチェックの実施に努めましょう。

ストレスチェックから事後措置までの流れ



はしごや脚立からの墜落・転落災害の防止に取り組みましょう!

脚立の天板での作業や手に荷物を持って昇降したりするのは止めましょう。

はしごや脚立を使用して作業する際は、「墜落時保護用」保護帽を着用しましょう。



自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・配送先・元請事業者の皆様へ 交通労働災害、荷役作業での労働災害の防止に取り組みましょう！

運転者を雇用する事業者は、労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、改善基準告示)という)に基づいた適正な労働時間・休憩・拘束時間・休息期間、走行管理をしなければなりません。

また、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を遵守しましょう。

荷主の皆様は、運転者の過労運転を防止するため、改善基準告示等を遵守した運行に支障が生じないように、荷物の発注等において配慮してください。

運転者を雇用する事業者及び荷主・配送先・元請事業者のいずれも、作業者が安全に荷の積卸し作業に従事できるよう協力してください。



三次産業(小売店、社会福祉施設、飲食店など)の事業者の皆様へ 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に取り組みましょう！

経営者トップによる安全衛生方針を表明し、企業本社(本部)と店舗・施設が協力して、床面の転倒、介護などでの急な動き・無理な姿勢、脚立からの墜落、階段からの転落などを原因とする労働災害を防止するため、4S(整理、整頓、清掃、清潔)やKY(危険予知)活動の実施、腰痛・転倒予防体操の励行などに取り組みましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害の防止に取り組みましょう！

機械のローラー、ベルトコンベアの回転軸・ベルト等に「はさまれ・巻き込まれ」災害や食品加工用機械による「切れ・こすれ」災害が多く発生していますので、これら危険の恐れがある個所には、覆い・囲いを設置する等の接触防止措置を講ずる等により安全対策を講じなければなりません。

清掃や機械調整するときは、原則として機械を止めなければなりません。



外国人労働者、派遣労働者に対する労働災害防止に取り組みましょう！

技能実習生等の外国人労働者に対しても日本人労働者と同様に、安全衛生教育や健康診断の実施を始め、労働災害の防止に取り組む必要があります。その際、経験年数の少ない未熟練労働者に対する教材として、「製造業」「陸上貨物運送事業」「商業」「産業廃棄物処理業」「警備業」向けの安全衛生教育マニュアルを作成しましたので、この外国語版を活用してください。

派遣元事業者と派遣先事業者は、労働者派遣法に基づき、適切な役割分担を行い、派遣労働者に対し、安全衛生教育や健康診断の実施を始め、労働災害の防止に取り組んでください。

化学物質のリスクアセスメントに取り組みましょう！

～ 「ラベルでアクション」運動実施中 ～

リスクアセスメントとは、化学物質が持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じる恐れの見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。化学物質製品が届いたら、ラベルを見て、必要な対策を取り、労働災害を防ぎましょう。安全データシート(SDS)には化学物質の詳しい情報が記載されていますので、必ず入手し、そこで把握した危険有害性に関する情報を、従事労働者に対し周知し、教育を行ってください。

SDS・ラベルを作成

譲渡提供者
(製造者・輸入者など)



リスクアセスメントを実施

譲渡提供先
(使用者など)

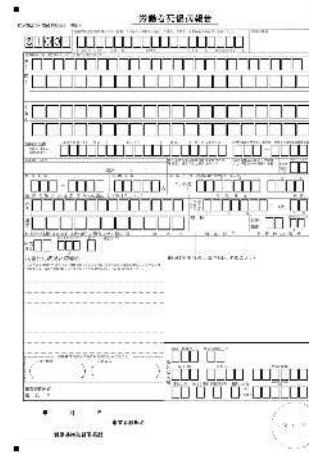
「病気になっても働きたい。」そんな働く人の気持ちを応援したい！ 「治療と仕事の両立支援」に取り組みましょう！

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと働き続けられる社会を目指します。

「労災かくし」は犯罪です！

労働災害が発生した場合は、管轄労働基準監督署に対し「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。特に、休業4日以上の場合、遅滞なく、提出してください。また、事実と異なる内容を記載することは許されませんので、正しく記載してください。

労働災害を原因とするケガの治療には、労災保険を使用しましょう。



安全衛生活動に役立つ資料をご用意しておりますので活用してください！！

奈良労働局では、安全衛生活動を行う上で大切な安全衛生管理体制に関し、「安全衛生ハンドブック」を提供していますので、ホームページよりダウンロードして活用してください。

厚生労働省では、「事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト」を設け、安全衛生のみならず、労務管理上の大切な情報も提供していますので活用してください。

「奈良産業保健総合支援センター(奈良さんぽ)」(電話0742-25-3100)では、産業保健(労働衛生)関係を中心に、お役に立つ情報(各種資料、支援事業、助成金など)を提供していますので活用してください。

奈良労働局ホームページ

【安全衛生に関する問合せ先(電話)】 奈良労働局 健康安全課(0742)32-0205
奈良労働基準監督署(0742)85-6444 / 葛城労働基準監督署(0745)52-5891
桜井労働基準監督署(0744)42-6901 / 大淀労働基準監督署(0747)52-0261

